

契約書別紙兼重要事項説明書 (特別養護老人ホーム 柏柳の里)

(新潟県指定事業所番号 新潟県1570500619号)

特別養護老人ホーム柏柳の里は、ご利用者に対して指定介護老人福祉施設サービスを提供します。

施設の概要や提供されるサービスの内容、契約上ご注意いただきたいことをご案内いたします。

目次

1	施設経営法人	2
2	ご利用施設	2
3	居室の概要	3
4	職員の配置状況	3
5	提供するサービスと利用料金	4
6	苦情の受付について	8
7	事故発生時の対応について	8
8	緊急やむを得ず身体拘束を行う際の手続きについて	8
9	虐待の防止のための措置に関する事項について	8
10	第三者による評価の実施状況について	9
11	施設サービスの利用に当たっての留意事項について	9
12	非常災害時対応について	9
13	緊急時等における対応方法について	10
14	家族会について	10
15	施設サービス利用料金表	11

1. 施設経営法人

- (1) 法人名：社会福祉法人 泚山会
- (2) 法人所在地：新潟県柏崎市鏡町2番14号
- (3) 電話番号：0257-41-6635
- (4) 代表名氏名：理事長 矢嶋 文博
- (5) 設立年月日：平成6年7月21日

2. ご利用施設

- (1) 施設の種類：指定介護老人福祉施設
- (2) 事業の目的：社会福祉法人泚山会が開設する特別養護老人ホーム柏柳の里の適正な運営を確保するために人員及び運営管理に関する事項を定め、要介護者に対し適正な介護福祉施設サービスを提供することを目的とする。
- (3) 施設の名称：特別養護老人ホーム 柏柳の里
- (4) 施設の所在地：新潟県柏崎市高柳町岡野町2254番地1
- (5) 電話番号：0257-41-2202
- (6) 施設長氏名：猪爪 勝
- (7) 運営の方針：
 1. 事業所は、ご利用者がその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、施設サービスに基づき、可能な限り、居宅における生活への復帰を念頭に置いて、入浴排泄、食事等の介護相談及び援助、社会生活上の便宜の供与、その他日常生活上の世話、機能訓練、健康管理及び療養上の世話を行います。
 2. 事業所は、ご利用者の意思及び人格を尊重し、常にその者の立場に立って施設サービスを提供するよう努めます。
 3. 事業所は、明るく家庭的な雰囲気有し、地域や家庭との結びつきを重視した運営を行い、市町村、居宅介護支援事業者、居宅サービス事業者、他の介護保険施設その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めます。
- (8) 開設年月日：平成12年4月1日
- (9) 利用定員：70人
- (10) 施設の概要：構造 鉄筋コンクリート造ステンレス鋼板葺二階建（一部地階）
延べ床面積 5,460.45㎡
- (11) 併設事業：当施設では、次の事業を併設して実施しています。
〔通所介護（デイサービスセンター柏柳の里）〕
平成12年2月21日指定 1570500593号 定員25名

3. 居室の概要

当施設では、以下の居室・設備をご用意しています

居室・設備の種類	室数	備考
1人部屋	14室	従来型個室
4人部屋	14室	多床室
合計	28室	
食堂 機能回復訓練室	1室	333.1㎡
浴室	1室	31.89㎡ (一般浴室)
		59.76㎡ (特別浴室)
医務・看護室	1室	41.67㎡
デイルーム	1室	44.18㎡

〈居室の変更〉

- (1) ご利用者から居室の変更希望の申し出があった場合は、居室の空き状況により施設でその可否を決定します。また、ご利用者の心身の状況により居室を変更する場合があります。
 - (2) 感染症等により個室への入所の必要があると医師が判断した者（個室への入所期間が30日以内に限る）
 - (3) 著しい精神状態等により、他の同室者の心身の状況に重大な影響を及ぼすおそれがあるとして、従来型個室への入所が必要であると医師が判断した者
- 上記に該当する場合は、ご家族との協議の上実施するものといたします。

4. 職員の配置状況

当施設では、ご利用者に対して指定介護老人福祉施設サービスを提供する職員として、以下の職種の職員を配置しています。

〈主な職員の配置状況〉 ※職員配置については、指定基準を遵守しています。
令和6年4月現在〔単位：名〕

職種	常勤換算※1	指定基準※2
1. 施設長（管理者）	1名	1名
2. 生活相談員	2名	1名
3. 介護職員	28名	24名
4. 看護職員	6名	
5. 機能訓練指導員	1名	1名（兼務可）
6. 介護支援専門員	3名（兼務）	1名（兼務可）
7. 医師	1名（嘱託医）	1名（非常勤可）
8. 管理栄養士	1名	1名

※1 常勤換算：職員それぞれの週あたりの勤務延時間数の総数を当施設における常勤職員の所定勤務時間数で除した数（小数点以下切り捨て）

※2 指定基準：利用定員70名（満床時）に対しての必要配置人数

〈配置職員の職種〉

- 医師：ご利用者に対して健康管理及び療養上の指導を行います。
- 生活相談員：ご利用者の日常生活上の相談に応じ、適宜、生活支援を行います。
- 看護職員：主にご利用者の健康管理や療養上の世話をを行います。
- 介護職員：ご利用者の日常生活上の介護並びに健康保持のための相談・助言等を行います。
- 管理栄養士：食事の献立づくりや栄養管理、調理の指導をいたします。
- 機能訓練指導員：ご利用者の機能訓練を担当します。
- 介護支援専門員：ご利用者に係る施設サービス計画（ケアプラン）を作成します。

〈主な職種の勤務体制〉

職 種	勤 務 体 制
1. 医 師	内科：週4回 精神科：月2回
2. 生活相談員	標準的な時間帯における配置人員 8：30～17：30 1名以上
2. 介護職員	標準的な時間帯における配置人員 7：00～16：00 6名 8：30～17：30 1名 10：30～19：30 3名 13：00～22：00 3名 22：00～翌7：00 3名
3. 看護職員	標準的な時間帯における配置人員 8：30～17：30 2名以上

5. 提供するサービスと利用料金

当施設が提供するサービスについては、次の2つの場合があります。

- (1) 利用料金が介護保険から給付される場合
- (2) 利用料金の全額をご契約者に負担していただく場合

(1) 介護保険の給付の対象となるサービス

- ・以下のサービスについては、居住費、食費を除き通常9割（～7割）が介護保険から給付されます。料金表によって、ご利用者の要介護度に応じたサービス利用の自己負担額の合計金額をお支払い下さい。

〈サービスの概要〉

①施設サービス計画（ケアプラン）の作成

- ・アセスメントに基づいた課題について、解決策を提示し、それを実現するために必要な日常生活上のプランを立案します。

②食 事

- ・当施設では、年齢・性別を考慮した管理栄養士による献立に沿った食事を提供します。また、保温食器を使用した温かい食事の提供、選択食・希望食・バイキング食・代替食を計画に沿って提供します。
- ・管理栄養士による個別の栄養ケア計画に従い、栄養管理を行います。また、栄養状態を定期的に評価し、利用者の栄養維持・向上に努めます。
- ・ご利用者の自立支援のため離床して食堂にて食事をとっていただくことを原則としています。
- ・口腔内の清潔保持の為、多職種協同で支援します。また、入所時及び入所後、定期的な口腔衛生状態、口腔機能の評価を実施します。

(食事時間) 朝 食： 8：00～ 8：45

昼 食： 11：45～12：45

夕 食： 18：00～18：45

③入 浴

- ・健康面で問題がなければ、週2回入浴を行います。入浴が困難な場合は、清拭、更衣を行います。浴槽は、3種類の中から状態に合った浴槽を使用します。

④排 泄

- ・排泄の自立を促すため、ご利用者の身体能力を最大限活用した援助を行います。

⑤機能訓練

- ・機能訓練指導員を中心に、集団体操や日常動作の訓練を実施します。また、必要に応じて法人内の機能訓練指導員と連携し、介護職員が実施できる範囲内のメニュー等を検討していきます。

⑥健康管理

- ・嘱託医により、内科週1回、精神科月2回の回診日を設けています。但し、常時医療行為が必要となった場合や、緊急時等必要な場合には主治医あるいは協力医療機関等に責任を持って引き継ぎます。その際は身元引受人へ連絡します。入退院時の送迎は施設が責任を持って行います。
- ・夜間においては、オンコール代行サービス及び拘束看護師による24時間体制で連携をとっています。

(当施設の嘱託医師)

内 科

所属病院：医療法人公仁会 柏崎中央病院

医 師 名：恩田 晃 医師

診 察 日：毎週木曜日又は土曜日 13：30～15：30

精 神 科

所属病院：医療法人社団 恩田クリニック

医 師 名：恩田 晃 医師

診 察 日：第2, 4木曜日又は土曜日(2回/月) 15：30～17：30

⑦その他自立への支援

- ・寝たきり防止のため、できるかぎり離床に配慮します。
- ・清潔で快適な生活を送るため、適切な整容が行われるよう援助します。
- ・施設生活を充実させる為にレクリエーションや行事等を計画、実施します。（月～日曜日 10:00～11:10）
- ・当施設では、ご利用者及びその家族からのいかなる相談について、誠意を持って応じ、可能な限り必要な援助を行うように努めます。

相談窓口 生活相談員：橋爪哲也、田村洸二

(2)介護保険の給付対象とならないサービス

- ・以下のサービスは、利用料金の全額がご契約者の負担となります。

〈サービスの概要と利用料金〉

①食 費

- ・提供する食事の材料費及び調理費にかかる費用は、ご利用者をご負担していただきます。
- ・ご利用者が選定する特別な食事の提供を行った事に伴い必要となる費用は実費となります。

②居 住 費

- ・当施設及び施設の設備を利用し生活されるにあたり、多床室（4人部屋）利用の方には、光熱水費相当額、従来型個室利用の方には光熱水費相当額及び室料をご負担していただきます。

③電 気 料 金

- ・居室にてテレビ、あんか、電気毛布等を使用される場合は、下記の通り電気代を負担していただきます。（下記以外の電化製品については、施設内で負担額を協議し、決定させていただきます。）

○ テレビ・・・200円/月

○ あんか・・・200円/月

○ 電気毛布・・・300円/月

④理 髪・美 容

- ・月1回、柏崎理容協会及び新潟ハートフルサービスの出張理美容サービスが受けられます。1回の散髪につき実費相当分が必要です。

⑤日常生活上必要となる諸費用実費

- ・日常生活品の購入代金等ご利用者の日常生活に要する費用でご契約者に負担いただくことが適当であるものにかかる費用の実費をご負担いただきます。ただし、おむつ代は介護保険給付対象となっておりますのでご負担の必要はありません。
- ・ご利用者の希望によって提供する日常生活に必要な身の回り品及び教養娯楽に係る費用は実費となります。
- ・インフルエンザ等の予防接種に係る費用は実費となります。
- ・外部のクリーニング店に取り次いだ場合の私物のクリーニング代は実費となります。
- ・その他、ご利用者及び身元引受人の方からの購入が困難な場合は、施設の購入代行サービスをご利用頂けます。

⑥金 銭 管 理

- ・金銭管理に関する詳細は、以下の通りです。
 - お預かりする物は預貯金通帳と印鑑です。預貯金通帳は、柏柳の里が指定する金融機関に限ります。
 - 通帳管理者は、田辺恵美・印鑑管理者は橋爪哲也とします。それぞれ別の耐火金庫で管理します。
 - 年間4回、ご利用者又は身元引受人から出納帳の確認をして頂きます。また、平日8：30～17：30において、ご利用者又は身元引受人の希望があれば、収支内容について説明します。
 - 基本的に、金銭管理のみであり、不動産管理・有価証券等はお受けできませんのでご了承下さい。
 - 預かり限度額は、500万円とします。
 - 金銭管理には、施設とご利用者・身元引受人との間で、「預かり金品等に関する同意書」を取り交わします。
 - 預かり金等の管理に係る手数料として、1ヶ月につき1,000円いただきます。

⑦そ の 他

- ・上記内容以外に、ご利用者又は身元引受人が希望するサービスは、別途ご相談下さい。料金等についてはご利用者又は身元引受人と協議の上、決定します。

(3)利用料金のお支払い方法 (契約書第3条4条参照)

- ・前記(1)、(2)の料金・費用は、サービス利用月ごとに計算し、翌月10日前後に請求書を発行、20日前後に施設でお預かりしている金融機関口座より引き落としさせていただきます。(1ヶ月に満たない期間のサービスに対するご利用料金は、利用日数に基づいて計算した金額とします。)

(4) 利用中の医療の提供について

- ・医療を必要とする場合は、下記協力医療機関において診療・入院治療を受けることができます。(但し下記医療機関での優先的な診療・入院治療を保証するものではありません。)入院時の手続き、付き添い、洗濯等のご家族より対応していただきます。

①協力医療機関

医療機関の名称	医療法人 公仁会 柏崎中央病院
所在地	新潟県柏崎市駅前 2-1-25

②協力歯科医療機関

医療機関の名称	柏崎市国民健康保険 高柳歯科診療所
所在地	新潟県柏崎市高柳町岡野町1849番地1

6. 苦情の受付について(契約書第9条参照)

- ・当施設における苦情の受付

当施設における苦情やご相談は以下の専門窓口で受け付けます。

- 苦情解決責任者 施設長 猪爪勝
- 苦情受付窓口 生活相談員 橋爪哲也 田村洸二
- 受付時間 8:30~17:30 TEL:0257-41-2206
- その他苦情受付機関
 - 1) 第三者委員
 - ・霜田文子 柏崎市松波2-7-4 TEL:0257-24-5178
 - ・佐藤美智子 柏崎市高柳町岡野町1741-2 TEL:0257-41-2102
 - 2) 柏崎市役所 介護高齢課 TEL:0257-21-2228
 - 3) 新潟県国民健康保険団体連合会 TEL:025-285-3022

7. 事故発生時の対応について

- ・ご利用者に対するサービスの提供により事故が発生した場合は、速やかに身元引受人、市町村等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。
- ・事故が生じた際にはその原因を解明し、再発生を防ぐための対策を講じます。

8. 緊急やむを得ず身体拘束を行う際の手続きについて(契約書第12条参照)

- ・ご利用者に対する身体的拘束その他行動を制限する行為を行いません。ただし、ご利用者または他のご利用者等の生命、身体を保護するために緊急やむを得ない場合には、記録を記載するなど、適正な手続きにより身体等を拘束する場合があります。

9. 虐待の防止のための措置に関する事項について

- ・ご利用者の人権擁護、虐待等の防止のため、次の措置を講じます。
 - ①当施設における虐待の防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)を定期的開催するとともに、その結果について介護職員その他の職員に周知徹底します。
 - ②当施設における虐待防止のための指針を整備します。
 - ③当施設において、介護職員その他の職員に対し、虐待の防止のための研修を年2回以上実施します。
 - ④①~③に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置きます。
- ・当施設は、虐待等が発生した場合、速やかに市町村へ通報し、市町村が行う虐待等に対する調査等に協力するよう努めます。

10. 第三者による評価の実施状況について

- ・福祉サービス第三者評価事業の評価については、以下のとおりです。
直近の実施日：なし
評価機関名：—
評価結果公表：—

11. 施設サービスの利用に当たっての留意事項について

- ・施設サービスの利用に当たっての留意事項は以下の通りとします。また、これらの項目に違反する場合は、退所などの措置を取ることがあります。

①面 会

- ・面会時間 10:00～11:00、13:00～15:30（1回15分）面会時の利用者への差し入れは、健康管理上（食中毒、病気など）、1回で食べきれぬ量でお願いします。また、差し入れを持参された場合は、職員に一声お掛け下さい。（別紙参照）

②外 出、外 泊

- ・感染症対策の為、現在、外出外泊の対応はしていません。

③喫 煙、飲 酒

- ・喫煙は禁止しております。また、飲酒についても、行事等において施設側が提供する場合を除いて、原則禁止します。

④ペ ッ ト

- ・ペットの持ち込みは禁止します。

⑤宗 教 活 動

- ・施設内で、他のご利用者に対する宗教活動及び政治活動は禁止します。

⑥設 備

- ・施設内の設備は、本来の用法に基づいて使用して下さい。これに従わずに使用し、器物の破損が認められた場合は、損害賠償して頂くことがあります。

⑦暴力団排除に関する事項

- ・新潟県暴力団排除条例（平成23年新潟県条例第23号）第3条に規定する基本理念にのっとり、暴力団又は暴力団員等による不当な行為に対し厳重に対処します。

- ⑧退所を希望される場合は、できる限り早めに担当の介護支援専門員又は生活相談員にご相談下さい。退所した後の生活についてご協力いたします。

12. 非常災害時対策について

- ・当施設は防火管理者を定め、消防計画に基づく訓練の実施、消防設備の点検、維持管理及び地震等の災害に対して計画に基づく非常災害対策を行います。

- ①防火管理者は管理者、火元責任者は施設職員を充てる事とします。

- ②非常災害用の設備点検は、契約保守業者に委託し、その結果を防火管理

者が責任を持って確認します。

③非常火災設備は、常に有効に保持するよう努めます。

④火災、地震が発生した場合は、被害を最小限にとどめるため、非常災害要員を定め、組織編成し、任務の遂行に当たるものとします。

⑤防火管理者は、施設職員に対して防火教育、消火訓練を実施します。
(消防訓練：年12回 内利用者参加型 年6回)

13. 緊急時等における対応方法について

・当施設では、施設サービス提供中にご利用者の病状の急変が生じた場合その他必要な場合のため、あらかじめ配置医師との連携方法その他緊急時等における対応方法を定めるものとします。

①身体状況急変時・・・看護職員を中心とした緊急体制をとっております。ご利用者の容態に変化等があった場合は、医師に連絡する等必要な処置を講ずるほか、必要に応じて身元引受人等へ速やかに連絡します。

②災害時・・・定期的に消防訓練を行い、災害時に備えております。
(12. 非常災害時対策について参照)

③感染症発生時・・・感染症対策委員会を設置し、衛生管理、健康管理等の予防対策と発生時の対策を整備し、感染症の発生時に備えております。感染症の発生を確認した場合、早急に感染症拡大を防ぐ対策を講じ、蔓延防止に努めます。

14. 家族会について

・当施設では、家族会を組織しております。家族会は、柏柳の里と協力してご利用者の福祉の増進を図るとともに、会員相互の研修と親睦を図ることを目的としています。活動内容としては、施設行事への参加・環境整備等があります。詳しくは、別紙『柏柳の里家族会会則』参照。

15. 施設サービス利用料金表

1) 施設利用料（介護保険サービスの1割～3割）

基本報酬 要介護状態区分	多床室/従来型個室(30日)		
	1割負担	2割負担	3割負担
要介護 1	589円(17,670円)	1,178円(35,340円)	1,767円(53,010円)
要介護 2	659円(19,770円)	1,318円(39,540円)	1,977円(59,310円)
要介護 3	732円(21,960円)	1,464円(43,920円)	2,196円(65,880円)
要介護 4	802円(24,060円)	1,604円(48,120円)	2,406円(72,180円)
要介護 5	871円(26,130円)	1,742円(52,260円)	2,613円(78,390円)

2) その他加算される料金(1割負担の場合)

①日常生活継続支援加算Ⅰ		36円/日
②精神科医療養指導加算		5円/日
③看護体制加算Ⅰ口「入所定員51人以上」		4円/日
④看護体制加算Ⅱ口「入所定員51人以上」		8円/日
⑤夜勤職員配置加算Ⅲ口「入所定員51人又は経過的小規模」		16円/日
⑥個別機能訓練加算Ⅰ		12円/日
⑦科学的介護推進体制加算Ⅰ		40円/月
⑧療養食加算		6円/回
⑨看取り介護加算Ⅰ	(1)死亡日 45日前～31日前	72円/日
	(2)死亡日 30日前～4日前	144円/日
	(3)死亡日以前2日又は3日	680円/日
	(4)死亡日	1,280円/日
⑩初期加算（新規入所及び1ヶ月以上の入院後、再び入所した場合、30日間加算）		30円/日
⑪外泊時費用（入院・外泊当日と帰園日を除く6日間加算）		246円/日
⑫安全対策体制加算（入所時に1回を限度として算定）		20円/回
⑬介護職員等処遇改善加算Ⅰ		(基本報酬+各種加算) ×14.0%

※①については、算定要件を満たさない場合、「サービス提供体制強化加算Ⅰ(22円/日)」で算定します。

※④については、算定要件を満たさない場合は算定を中止します。算定再開時、改めてお知らせいたします。

※⑦については、令和6年4月以降、準備が出来次第、算定を開始します。

※上記以外に加算される場合があります。この場合は改めてご説明いたします。

※これらの金額は、介護報酬の告示上の額に準じます。

3) 居住費・食費

利用者負担段階	居 住 費		食 費(30日あたり)
	多床室(30日あたり)	従来型個室(30日あたり)	
基 準	855円(25,650円)	1,171円(35,130円)	1,445円(43,350円)
第1段階	0円(0円)	320円(9,600円)	300円(9,000円)
第2段階	370円(11,100円)	420円(12,600円)	390円(11,700円)
第3段階 ①	370円(11,100円)	820円(24,600円)	650円(19,500円)
第3段階 ②	370円(11,100円)	820円(24,600円)	1,360円(40,800円)

※入院中の居住費についてはご本人の負担になります。

〈高額介護サービス費〉

介護保険サービスの自己負担の合計額が一定の上限額を超えた分が払い戻されます。

区分	負担の上限額(月額)
生活保護受給者・前年の年金の合計収入(+その他の所得)が80万円以下	15,000円/月
前年の年金の合計収入(+その他の所得)が80万円以上で市民税非課税	24,600円/月
市民税課税～課税所得380万円(年収約770万円)未満	44,400円/月
課税所得380万円(年収約770万円)～課税所得690万円(年収約1,160万円)未満	93,000円/月
課税所得690万円(年収約1,160万円)以上	140,100円/月

〈居住費(滞在費)・食費の負担軽減(負担限度額認定)〉

世帯全員が市町村民税非課税の方(市町村民税世帯非課税者)や生活保護を受けられておられる方の場合は、市町村へ申請をすることにより、「介護保険負担限度額認定証」が交付され、居住費(滞在費)・食費の負担が軽減される場合があります。

前年度の住民税が非課税の方は軽減制度の対象となります。

利用者負担段階	対 象 者	預貯金、有価証券等の合計
第1段階	・市町村民税世帯非課税で、老齢福祉年金受給者等 ・生活保護受給者	
第2段階	・本人の前年の合計所得金額+年金収入額が80万円以下の方	単身: 650万円以下 夫婦: 1,650万円以下
第3段階①	・本人の前年の合計所得金額+年金収入額が80万円超120万円以下の方	単身: 550万円以下 夫婦: 1,550万円以下
第3段階②	・本人の前年の合計所得金額+年金収入額が120万円超の方	単身: 500万円以下 夫婦: 1,500万円以下

令和 年 月 日

サービスの提供にあたり、上記のとおり説明しました。

説明者 職・氏名 生活相談員 ⑩

事業者より上記内容について説明を受け、同意しました。また、この文書が契約書の別紙（一部）となることについても同意します。

加えて、看取り介護の取り組み（指針）について説明を受け同意しました。

利用者 住所 _____

氏名 _____ ⑩

代理人
(身元引受人) 住所 _____

氏名 _____ ⑩

続柄 (_____)

〈重要事項説明書付属文書〉

施設サービス利用料金表における加算用件の内訳は、下記の通りです。

①日常生活継続支援加算Ⅰ

⇒要介護認定4、5及び認知症高齢者等が一定割合以上入所して且つ介護福祉士資格を有する職員を一定の割合配置

②精神科医療養指導加算

⇒認知症を有する高齢者が3分の1以上を占めていて、精神科医師の定期的な療養指導が月2回以上行われた場合

③看護体制加算Ⅰ□

⇒常勤の看護師の配置がされている場合

④看護体制加算Ⅱ□

⇒基準を上回る看護職員の配置がされている場合

⑤夜勤職員配置加算Ⅲ□

⇒夜勤を行う職員配置基準を超えて職員配置

⑥個別機能訓練加算

⇒機能訓練指導員により個別機能訓練計画を実施した場合

⑦科学的介護推進体制加算Ⅰ

⇒様々なケアにより記録している利用者の状態像に関する情報について厚生労働省が指定するデータベースに情報提供をし、得られるフィードバックを基に、PDCAによりケアの質を高めていく取組を行った場合

⑧療養食加算

⇒利用者の病状等に応じて、適切な栄養量及び内容の療養食の提供が行われた場合

⑨看取り介護加算

⇒医師が終末期であると判断した入所者について、看取り介護を行った場合

⑩初期加算

⇒入所に伴い様々な支援が必要なことから入所後30日に限り加算

⑪外泊時費用 ※1月につき6日を限度に算定

⇒病院等に入院した場合、及び外泊を行った場合。

⑫安全対策体制加算

⇒担当者を配置し、事故発生又は再発防止の為の措置が講じられている場合

⑬介護職員等処遇改善加算Ⅰ

⇒介護サービスに従事する介護職員等の賃金改善に充てる事が目的